

「食育」に対する食品安全委員会の役割は？

平成17年7月15日、食育基本法が施行されました。これを受けて7月21日の第104回食品安全委員会では、七条 明 食品安全・食育担当副大臣を迎え、食品安全委員会の食育に関わる取組や方向性などが意見交換されました。

食の安全は、食育の重要な柱



七条副大臣

食育基本法は、国民、特に子どもたちが、生命に重要な役割を持つ「食」について、知識と

選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができるようにする「食育」を推進するために制定されました。七条副大臣は「食品安全の分野における、食品のリスクという考え方は、健全な食生活を育む食育を推進していく上でも重要な要素。国民が食品の安全性に関する理解をもっと深めていけるような情報提供やリスクコミュニケーションへの積極的な取組と論議を、食品安全委員会に期待したい」と挨拶。その後の意見交換でも、消費者が自分で安全な食品を選

択するための情報や最低限の知識の的確な提供を担うことが、食品安全委員会の食育に対する関わり方であることを、改めて確認しました。

親世代への食育も必要

食育の「対象」についても、議論が及びました。坂本委員は、30代～50代の男性の肥満度が30%に上り、逆に20代女性の約26%は痩せ症というデータから「生活習慣病や低体重児増加を防ぐためにも食生活の改善を」と成人への食育の必要性を指摘。中村委員は、若者や子どもの親世代の食材知識の乏しさを挙げ「食べ物への関心が育たない限り、その安全・安心への正しい認識も持てない」との課題を提起。寺尾委員からも「家庭での教育がなければ、学校での教育は生きてこない。まず親への食育

が大切」との意見が出されました。

食育との相乗効果にも期待

さらに犬伏リスクコミュニケーション専門調査会座長代理は、二年間の活動経験を踏まえて「食品にはリスクがあるということを知ることが食育の始まり。リスクを低減する手段やルール、安全への考え方を誰もが知ることで、初めてリスク評価機関と国民が同じ土俵で対話できるようになる」と食育への期待を語りました。人々に食の安全への科学的な知識・考え方がもっと浸透して行けば、当委員会と消費者とのリスクコミュニケーションも、さらに充実したものになることでしょう。食品安全委員会は、自らの活動と食育との相乗効果にも期待しながら、食育の推進に取り組んで行きたいと考えています。

左から坂本、中村、見上委員

●食育基本法に基づく今後の取組

- 1 家庭における食育の推進
- 2 学校、保育所等における食育の推進
- 3 地域における食生活改善のための取組の推進
- 4 食育推進運動の展開
- 5 生産者と消費者の交流の促進
環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
- 6 食文化の継承のための活動への支援等
- 7 食品の安全性、栄養、その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供および国際交流の推進



高校生が食品安全委員会を学習訪問!

6月24日(金)、神奈川県にある湘南学園高校の2年生10名が、校外学習として食品安全委員会を訪れました。事務局からの説明と熱心な質疑応答で約一時間。その後は事務局内の見学会となりました。質疑ではBSEについて、検査方法や感染の予防の可能性、飼料規制の経緯などへの質問が。「異常プリオンが蓄積するまでは時間がか

かること」「今は生きた牛の検査方法がないこと」などの委員や事務局からの説明に熱心に聞き入っていました。若い人が食の安全に関心を持ってくれることは、委員会としてもうれしいことです。この季刊誌やホームページなども学習に活用してもらえよう願っています。

事務局内を見学。
「もっと堅苦しい所だと思ってた!」の声も。

